

岡山西法人会からのお知らせ！

経営力向上計画の認定を受けていますか？

平成 28 年 7 月に施行された *中小企業等経営強化法* の支援のひとつです。

国の認定を受けた事業者は *税制や金融の支援等* を受けることができます。

【認定を受けるメリット】

- 1 認定計画に基づき取得した一定の機械及び装置の
固定資産税が最大 3 年間半減されます。
- 2 政策金融機関の低利融資等を受けやすくなります。
- 3 補助金申請の審査時に加点されます。
- 4 設備の即時償却・税額控除（工業会証明書+認定が必要）

◎ 以下の手順で調べてみてください。

「中国経済産業局」ウェブサイト → 政策別に調べる →

中小企業の支援 → 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

→ 中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の申請 →

・経営力向上計画策定の手引きはこちら

・経営力向上計画の認定申請様式類はこちら

（申請書様式や事業分野別の申請書記載例もあります。）

認定期間は計画開始の月から 3 年、4 年、5 年があります。

認定申請時は設備等の名称だけで具体的な型式は不要です。

認定後に設備等の変更が生じてもその変更部分のみ変更できます。